

(議長)

日程第9、議案第1号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第1号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方税法施行令の一部改正、保険税率の改正、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免特例に伴い、江差町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

税務課長。

「税務課長」(補足説明)

それでは、議案第1号について、補足説明いたします。

議案書は、22ページから24ページ、資料につきましては、3ページから27ページの資料2となります。

まず始めに、本年度の国保税率の改定でございます。

内容につきましては、資料の3ページから6ページになりますが、国保税率に関しましては、北海道から示された、令和4年度の当町の国保事業費納付金額に各種保険事業経費や、国、道の交付金による収支調整を行った残りの額である必要保険税額に対しまして、世帯数、非保険者数、所得状況などを勘案して算定を行ったものでございます。

具体的には、令和4年度は北海道が示す統一保険料率に向けて、令和6年度から応能応益の比率が所得割47%、均等割32%、平等割21%とされることから、令和6年度までに、北海道の賦課割合と段階的に同率になるように応能応益比率を調整し、税率を算定したものでございます。

なお、今回改正する保険税率により算定した保険税に関しましては、昨年度と比較して一部保険税が若干増となる世帯もありますが、ほとんどの世帯において、昨年度と比較し、保険税が減額となるところであります。

次に、地方税法施行令の改正に伴うものでございます。改正の内容につきましては、基礎課税額が2万円の増で65万円、後期高齢者支援金課税額が1万円の増で20万円とそれぞれの賦課限度額が引き上げられるものでございます。

次の法令に改正に伴うもので、改正の内容につきましては、未就学児の均等割額に係る軽減措置が新設されたもので、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、国民健康保険被保険者のうち、未就学児に係る均等割の5割が軽減されるという内容のものでございます。

なお、それぞれの未就学児1人当たりの具体的な均等割の軽減額につきましては、資料6ページの19番に記載のとおりでございます。

最後に、新型コロナウイルス感染症に伴う国保税の減免の特例制度に係る改正でございます。

今回の改正は、国保税の減免の特例の期間延長に伴い、令和4年度においても昨年度と同様の内容で、減免を実施するというものでございます。

以上が、一部改正の内容となりますので、ご審議方、よろしくお願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(議長)

誰だや。

小野寺議員。

「小野寺議員」

押してましたのでね。

あの、課長、概括でよろしいんですけども、今の国保会計の状況、国保の会計の状況、例えば、そうですね、国保の基金って今、資料持ってきていないでしょうかね。基金の状況ってどれぐらいなのか、一部の所得の方は、値上げしたけども、大体は引き下げだという話、ありましたが、資料を持ってきていないのかな。一定のどっかの階層でいいんですけどもね、どれぐらい1年間に引き下げられているのか、多分、こっちで答えるんですかね、そっちでいいのかな。多分、全体的に黒字傾向、この1、2年どうなっているのか。ですから、基金の状況知りたいなと思うのと、で、最終的にはこれ北海道が示されたものでやっていくということなので、まあ黒字だろうと赤字だろうと、税率については、なかなか町でどうっていうことで無いんでしょうけれども、傾向としては、今黒字傾向？で、医療費がどうなっているかと、そこら辺のちょっと分析、そのことによって、結果的に今回の提案

ですよ。条例出すためには、基本的な大事なことだろうと思うんですけども、分かりませんか。

(議長)

誰。

休憩？

暫時休憩。

休 憩 13:43

再 開 13:45

(議長)

休憩を閉じて再開します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑希望ありませんということなので、ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第1号、江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第10、議案第2号、江差町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」（提案説明）

議案第2号、江差町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免特例に伴い、江差町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（議長）

はい。高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」（補足説明）

議案第2号、江差町介護保険条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。

定例会議案書25ページ、資料は29ページの新旧対照表をご覧ください。

本改正は、新型コロナウイルス感染症対策の長期化により、令和4年度末までとしておりました介護保険料の減免基準の適用期間を令和5年度末まで延長するために、江差町介護保険条例の一部を改正するものです。

なお、保険料の減免による減収分につきましては、国による財政支援も継続実施されるため、交付金による補填を見込んでおります。

本条例の施行日は、交付の日からの施行となりますが、改正後の附則第6条第1項及び次項の規定は、令和4年4月1日からの適用となります。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

（議長）

はい。以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第2号、江差町介護保険条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。